

国立大学法人滋賀医科大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち、期末特別手当については本学役員給与規程により「その者の業績に応じ、増額し、又は減額することができる」としているが、平成17年度については、経営協議会において業績を総合的に判断した結果、報酬の増減は行われなかった。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	人事院勧告に準拠して平成18年2月1日付けで基本給月額を0.3%引き上げた。
理事	法人の長に同じ
理事(非常勤)	該当者なし
監事	法人の長に同じ
監事(非常勤)	改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,116	千円 12,499	千円 5,242	千円 375 (調整手当)		
理事 (4人)	千円 63,534	千円 43,654	千円 18,031	千円 1,310 (調整手当) 539 (通勤手当)	4月1日1名	
理事 (非常勤) (0人)	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()		
監事 (1人)	千円 13,551	千円 9,272	千円 3,840	千円 278 (調整手当) 161 (通勤手当)		3月31日1名
監事 (非常勤) (1人)	千円 1,240	千円 1,240	千円	千円 ()		

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
理事 (非常勤)					該当者なし
監事					該当者なし
監事 (非常勤)					該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

大学運営の基本方針と経営収益を考えた効率的な人員配置を行うとともに、経営収益に見合った人件費の設定を行う。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合させるため、人事院勧告を受けて決定される国家公務員の給与水準を十分に考慮することとしている。また、他の国立大学法人の給与水準も参考とする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤勉手当の成績率の判定及び昇給、特別昇給、昇格の実施にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	原則、職員が1年間良好な成績で勤務したとき、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、上位の号俸に昇給させることができる。
昇格・降格	昇格：勤務成績が良好で、かつ当法人が定める昇格基準に達している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格：勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

平成17年4月1日付け手当の新設

1. 安全衛生管理手当

労働安全衛生法が適用されたことにより、職場巡視、作業環境の維持管理、教職員の健康管理等に関する業務を行う下記の者に対して手当を支給

衛生管理者 月額 3,000円

産業医 月額20,000円

2. 待機手当

次に掲げる業務に対処するため自宅等で待機を命ぜられた教職員に手当を支給
一般職基本給表(一)又は一般職基本給表(二)の適用を受ける教職員が、
教育研究に必要な死体の外部からの引き取りに備える場合
助産師、看護師又は准看護師が緊急の手術等に備える場合
臨床工学技士が緊急の手術等に備える場合

待機手当の額

8時間以下	1回につき	500円
8時間を超え16時間以下	"	1,000円
16時間を超え24時間以下	"	1,500円
24時間を超える	"	2,000円

平成18年2月1日付け給与等の改正

人事院勧告に準拠して基本給月額等を改正した。

1. 基本給月額を0.3%引き下げた。

2. 扶養手当(配偶者分)を月額500円引き下げた。(13,500円 13,000円)

3. 初任給調整手当を月額200円程度引き下げた。(最高50,200円 50,000円)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	700	41.8	6,417	4,688	99	1,729
事務・技術	151	45.1	6,087	4,449	144	1,638
教育職種 (大学教員)	239	46.7	8,484	6,195	103	2,289
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	215	32.4	4,528	3,305	36	1,223
技能・労務職種	27	48.8	5,470	4,037	173	1,433
教育職種 (外国人教師等)	1					
医療職種 (医療技術職員)	66	43.8	6,194	4,529	157	1,665
その他の医療職種 (看護師)	1					

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	4	47.3	8,712	6,329	67	2,383
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	4	47.3	8,712	6,329	67	2,383
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						

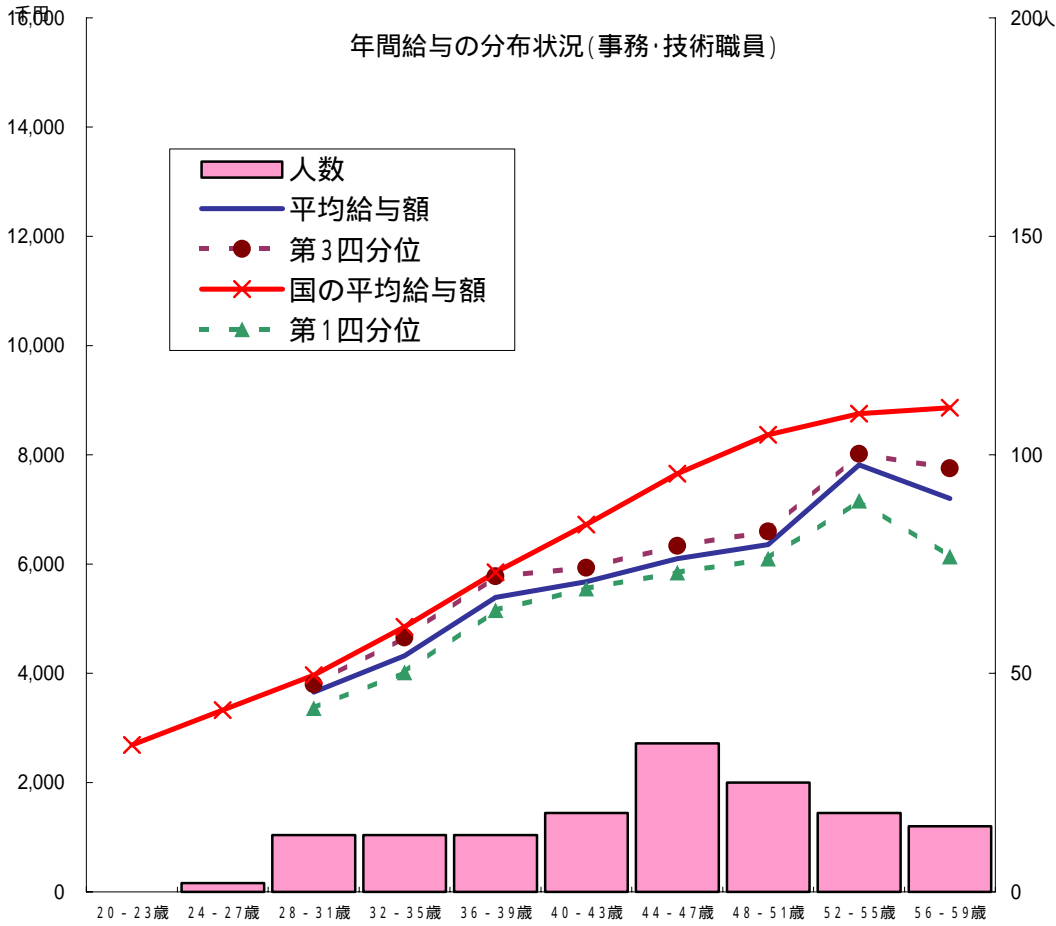
非常勤職員	人 103	歳 30.1	千円 2,784	千円 2,634	千円 63	千円 150
事務・技術	人 4	歳 38.3	千円 3,008	千円 2,200	千円 131	千円 808
教育職種 (大学教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 90	歳 29.5	千円 2,557	千円 2,557	千円 56	千円 224
医療職種 (病院看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医療技術職員)	人 5	歳 29.7	千円 3,467	千円 2,574	千円 139	千円 893
寄附講座教員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:非常勤職員の寄附講座教員とは、民間等からの外部資金により設置された講座等へ特別に招へいし、雇用した教員をいう。

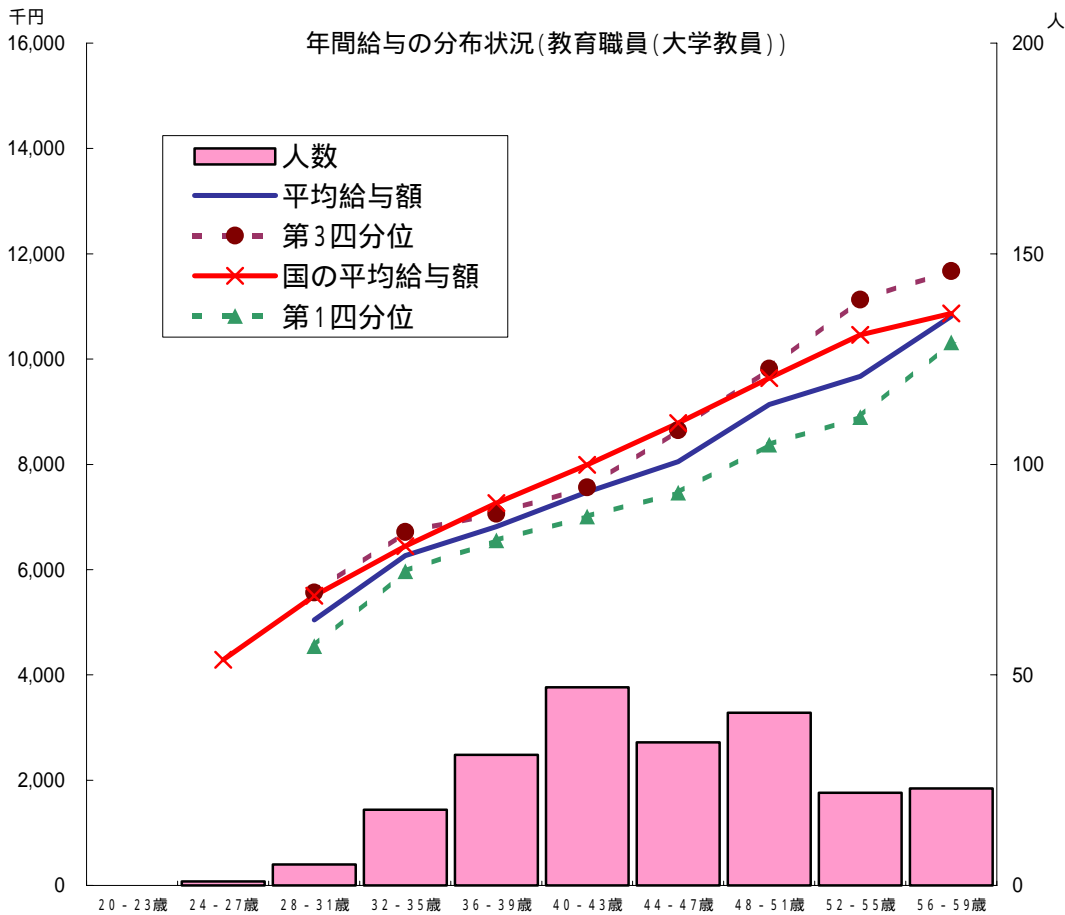
注3:常勤職員の教育職種(外国人教師等)、その他の医療職種(看護師)及び非常勤職員の大学教員、病院看護師、寄附講座教員については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。〕

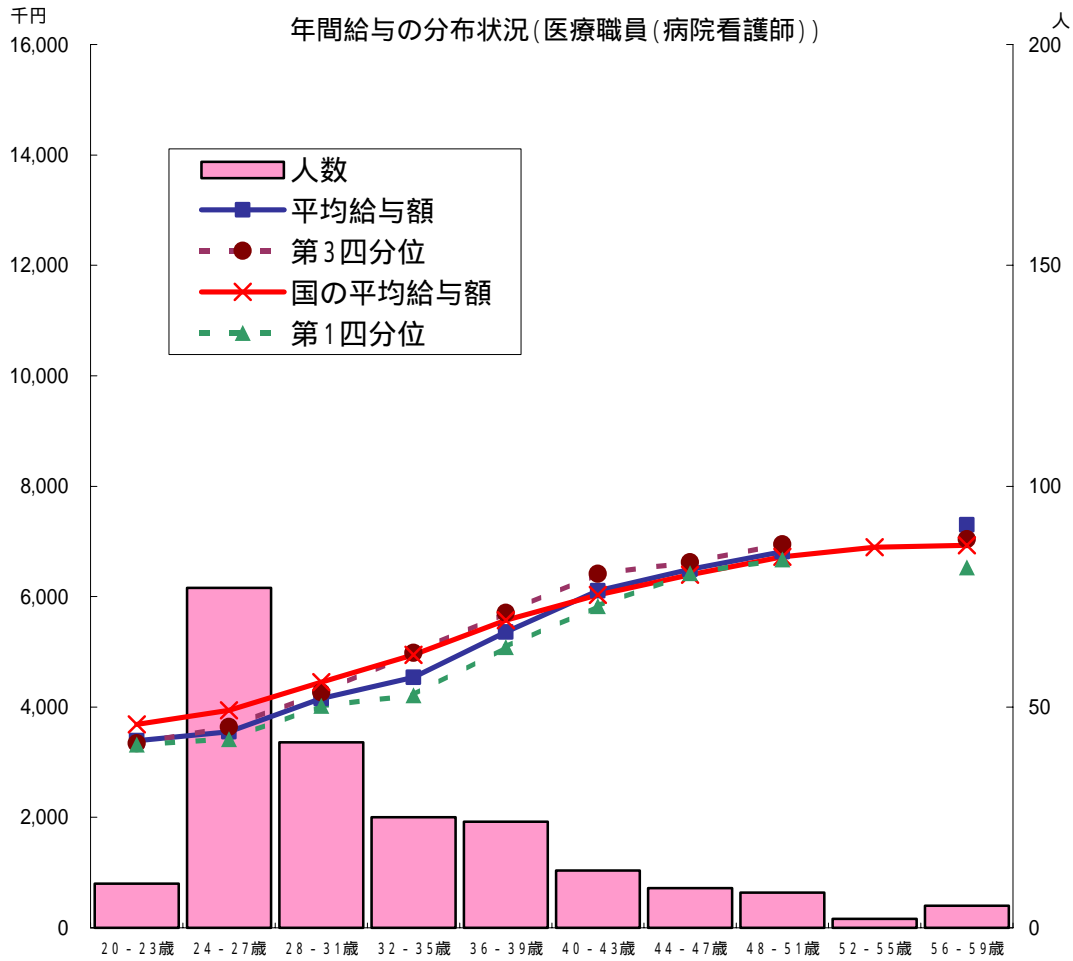


注1: 年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

注2: 年齢24～27歳の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



注: 年齢24～27歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



注:年齢52～55歳の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
副病院長	1	52.5	-	-	-
課長	6	55.7	8,531	8,977	9,471
課長補佐	9	56.2	7,307	7,498	7,684
係長	58	49.3	6,128	6,421	6,612
主任	47	44.3	5,553	5,757	6,009
係員	30	32.6	3,473	4,019	4,455

注1：「副病院長」は、部長相当職である。また、「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。

注2：副病院長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	57	56.5	10,410	11,017	11,669
助教授	40	50.0	8,792	9,166	9,615
講師	30	46.6	7,785	8,276	8,874
助手	106	40.3	6,671	6,863	7,251
教務職員	6	43.0	4,522	5,450	6,065

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
看護部長	1	59.5	-	-	-
副看護部長	3	45.2	-	6,605	-
看護師長	17	45.3	6,032	6,432	6,933
副看護師長	42	40.2	5,174	5,730	6,211
看護師	152	28.4	3,437	3,856	4,120

注1：看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

注2：副看護部長の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位については記載していない。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級
標準的な職位		局長	部長	部長	部長 課長	課長	課長 課長補佐
人員 (割合)	151	該当者なし (%)	該当者なし (%)	1 (0.7%)	該当者なし (%)	3 (2.0%)	7 (4.6%)
年齢(最高 ~最低)						58 52	59 52
所定内給 与年額(最高 -最低)						7,028 6,896	6,397 5,061
年間給与 額(最高 -最低)						9,630 9,184	8,717 7,148

区分	計	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長補佐 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	(151)	14 (9.3%)	97 (64.2%)	25 (16.6%)	4 (2.6%)
年齢(最高 ~最低)		58 53	58 33	47 29	29 25
所定内給 与年額(最高 -最低)		5,755 4,839	5,003 3,378	3,737 2,425	2,572 2,151
年間給与 額(最高 -最低)		8,018 6,688	6,901 4,654	5,105 3,331	3,427 2,948

注: 8級における該当者が1名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	助教授	講師	助手	教務職員
人員 (割合)	239	該当者なし (%)	57 (23.8%)	41 (17.2%)	29 (12.1%)	106 (44.4%)	6 (2.5%)
年齢(最高 ~最低)			64	63	63	59	53
			42	40	34	28	26
所定内給 与年額(最高-最低)			9,258	7,263	6,677	5,789	4,520
			5,425	5,281	4,194	3,035	2,995
年間給与 額(最高-最低)			12,677	10,145	9,224	7,725	6,242
			7,686	7,400	5,888	4,149	3,995

(医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級
標準的な職位		看護部長	看護部長	副看護部長	副看護部長 看護師長	看護師長 副看護師長	看護師
人員 (割合)	215	該当者なし (%)	1 (0.5%)	2 (0.9%)	14 (6.5%)	51 (23.7%)	147 (68.4%)
年齢(最高 ~最低)					55	58	56
					37	29	23
所定内給 与年額(最高-最低)					5,090	5,049	4,525
					4,026	2,996	2,429
年間給与 額(最高-最低)					7,079	7,039	6,268
					5,582	4,145	3,320

区分	計	1級
標準的な職位		准看護師
人員 (割合)	(215)	該当者なし (%)
年齢(最高 ~最低)		
所定内給 与年額(最高-最低)		
年間給与 額(最高-最低)		

注: 6級における該当者が1名、5級における該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高)~最低」以下の事項について記載していない。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		65.5	66.9	66.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		34.5	33.1	33.7
	最高～最低	41.6～31.9	44.9～29.1	43.4～30.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		66.5	69.7	68.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		33.5	30.3	31.8
	最高～最低	40.4～31.3	33.3～27.0	36.2～29.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		65.2	70.1	67.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		34.8	29.9	32.2
	最高～最低	40.2～32.1	30.3～29.3	35.3～30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		66.3	69.6	68.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		33.7	30.4	32.0
	最高～最低	40.4～31.2	37.3～28.4	36.6～29.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		65.6	68.9	67.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		34.4	31.1	32.7
	最高～最低	36.4～31.7	37.3～27.9	36.8～30.2

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	83.2
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	97.0

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))	94.4
対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))	93.1

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	94.4
対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))	97.6

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度) 千円	前年度 (平成16年度) 千円	比較増 減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	6,137,899	6,216,742	78,843 (1.27%)	78,843 (1.27%)
退職手当支給額 (B)	331,978	414,049	84,115 (20.13%)	84,115 (20.13%)
非常勤役職員等給与 (C)	1,411,968	1,104,047	309,965 (28.17%)	309,965 (28.17%)
福利厚生費 (D)	929,980	894,917	35,063 (3.92%)	35,063 (3.92%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	8,811,825	8,629,755	182,070 (2.11%)	182,070 (2.11%)

注: 「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額 退職(定年等)等の人事異動に伴う人件費の減(78,843千円)
 - ・退職手当支給額 退職教員の減(89,312千円)、退職職員の増(5,197千円)
 - ・非常勤役職員等給与 病院職員の増員による増(210,518千円)、非常勤教員の減(10,770千円)、非常勤職員の増(86,212千円)、人材派遣人件費の増(16,139千円)、出向者人件費の増(4,572千円)
 - ・福利厚生費 常勤教職員の人件費増に伴う法定福利費の増(25,830千円)、非常勤教職員の人件費増に伴う法定福利費の増(9,046千円)、法定外福利費の増(187千円)
 - ・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組状況
 - 中期目標における人件費削減の取組状況
 - ・総人件費改革の実行計画に取り組みため、経営担当理事の下にタスクフォースを立ち上げ、実施期間(18年度~22年度)に係る実行計画表を作成し、人件費削減の取り組みを行う。
 - 中期計画における人件費削減の取組状況
 - ・大学運営の基本方針と経営収益を考えた効率的な人員配置、需要に適合した人員配置を行い、教育・研究・診療の効率化を図るとともに経営収益に見合った人件費の設定を行い、事務の効率化及び合理化に取り組み。また、業務内容等(経営効率、人事管理等)を分析・検討を行い、段階的にアウトソーシングの拡大を図り、平成18年度については概ね0.2%以上の削減に取り組み、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る。
- 総人件費改革の基準となる年度(平成17年度)の人件費予算相当額及び給与、報酬等支給総額
 人件費予算相当額 6,346,114千円
 給与、報酬等支給総額 6,137,899千円

法人が必要と認める事項

特になし